

## 議会改革特別委員会記録

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 開会年月日 | 平成 27 年 4 月 22 日               |
| 開会時刻  | 午前 10 時 00 分                   |
| 閉会時刻  | 午前 11 時 59 分                   |
| 出席委員名 | ◎工村一三    ○野崎隆太    楠木宏彦    吉井詩子 |
|       | 吉岡勝裕    上田修一                   |
|       | 小山 敏（議長）                       |
|       |                                |
| 欠席委員名 |                                |
| 署名者   | 楠木宏彦    吉井詩子                   |
| 担当書記  | 伊藤 亨                           |
| 協議案件  | 1 広報広聴委員会の設置について               |
|       | 2 具体的検討項目について                  |
|       | 3 議会報告会について                    |
|       | 4 政策立案について                     |
|       | 5 先進地視察について                    |
|       | 6 次回の会議について                    |
|       |                                |
|       |                                |
|       |                                |
|       |                                |
| 説明者   |                                |
|       |                                |
|       |                                |

開会 午前10時00分

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目といたしまして、「広報広聴委員会の設置について」ということで、前回に引き続き御協議をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「具体的検討項目について」ということで、皆様から御提案いただきました事項について整理をしていきたいと思っております。

3番目といたしまして、「議会報告会について」ということで、次回、第4回の議会報告会に向けて、御協議等をお願いしたいと思います。

4番目といたしまして、「政策立案について」御協議をお願いいたします。

5番目といたしましては、「先進地視察について」でございます。

最後に6番目の「次回の会議のこと」としまして、協議内容及び開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において楠木委員、吉井委員の御兩名を指名いたします。

## 【1 議会報告会について】

初めに、事項書では、「広報広聴委員会の設置について」が1番目となっておりますが、本日、時間的にもあまりありませんので、目の前に控えております議会報告会、3番目の「議会報告会について」を、まず先に御協議願いたいと思っております。

それでは、まず議会報告会の開催日程ですが、お手元にお配りしましたチラシのとおりでございます。5月18日から5月22日、18日の週が丸々全部、報告会となります。議会だよりの5月1日号へも同様の内容で掲載をいたしておりますので、よろしく願いいたし

ます。

それから、このチラシにつきましては、議員1人当たり50枚として、各班長さんへ350枚をお渡しいたしますので、班長さんよろしく願いをいたします。たくさんの方に議会報告会にお越しいただけるよう、ぜひ有効に活用していただくようお願いいたします。

それから、まちづくり協議会への送付については、この後、作業をしていただくということなので、ひとつよろしく願いします。封筒に入れてもらってします。

それで、前回の会議で、市民交流課にある棚に入れるというお話でしたが、棚があるのが本庁管内のまちづくり協議会のみなので、また、月に1度しか取りに来ていただかないという程度ですので、一応郵送で対応したいと思いますので、ひとつよろしく願いします。

その他、準備につきましても、各班長さんを中心によろしく願いいたします。

本日、総務の委員会で大湊の避難タワー見学ということですので、本委員会、できましたら11時半頃に終わりたいというふうに考えておりますので、御協力のほうをよろしく願いいたします。

それから、報告会の内容なんですけど、4月27日、月曜日締め切りということで、各班より完成した資料を事務局のほうへ提出してください。これは、前回の約束でございますので。

それから、4月30日に総連合自治会の第1回の常任委員会がございますので、御菌であります。それで、議長にお願いをいたしまして、議長も出席していただき、議長のほうからと、正副委員長のほうから、総連合自治会のほうに、昨年に引き続きお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

それから、5月7日に班長会議をということで考えておりますので、副委員長のほうからちょっとお話をお願いしたいと思います。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

5月7日、視察の前で、多分おそらく、できるのはこれが最後ですので、この日にちょっとまとめて全部やりたいなというふうな形で考えています。先ほど、4月27日という話が委員長からあったんですけども、この5月7日に、最終的にいろいろ打ち合わせをしたときに、変更が出たときにはその日中に、印刷ができる状態、データですと少しそのずれがありますんで、紙ベースで、もう印刷ができて、これでもう、ずれ等もありませんのでこの資料で印刷してくださいというような状態であれば、印刷間に合うと聞いていますので、最終この5月7日に皆さんの御都合をちょっといただいて、会議をしたうえで資料を全部そろえて、この日を過ぎたら議会報告会へそのままいけるというような状況にしたいと思っておりますので、本当の最終締め切りというわけではないんですけども、変更があれば5月7日が最後だというふうな形で思っていただけだと思います。

時間は、一応午前中、もう午前10時にしてしまおうと思っておりますので、また御協力のほう、よろしく申し上げます。

また、その辺で、リハーサルとかそんなことも、もし必要があるようでしたら言ってもらえれば、事務局と相談していろいろ用意するようにしますんで、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ◎工村一三委員長

まあ、近づいてきましたので、いよいよ、まとめのほうに入っていきたいと思えます。

また、今、いろいろお話をさせていただきましたけど、この場で特に協議が必要なこと、あるいは、この報告会について何か御意見があれば発言をお願いしたいと思えますけど。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

#### ◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

先ほど、5月7日の班長会議につきましては、時間を午後1時からということにいたしますので、御協力のほうをお願いします。

特にこの件で発言がないようですので、次に行きます。

## 【2 広報広聴委員会の設置について】

◎工村一三委員長

それでは、次に、事項書の1に戻らせていただきます。

資料1がございますので、ちょっと御参照ください。事項書の1に戻りまして、「広報広聴委員会の設置について」を議題といたします。

前回の会議では、広報広聴委員会の設置の形態と設置の時期について御確認をいただきました。資料1に、広報広聴委員会の設置についての確認事項案として整理をいたしました。

1の設置の目的、所管事項については以前、御確認をいただいたとおりでございます。

2の設置の形態ですが、広報広聴委員会は特別委員会とするということで前回、確認をしていただきましたので、特別委員会の名称につきましては広報広聴特別委員会がよいと思いますが、この点について御意見がございましたら、後ほどお伺いいたします。

それから、3の広報広聴委員会の体制につきましては、この後、御協議をお願いいたします。

4の設置時期につきましては、平成27年12月議会での設置を目指すということで、こちらも前回、確認をしていただきました。以上のとおり整理をさせていただきました。

それでは、広報広聴委員会の体制について、前回に引き続き御協議を願いたいと思います。体制とそれから名称ですね。名称につきましても、先ほどお話ししましたように、何か御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

まず名称について、これでいいかどうか、広報広聴特別委員会でいいかどうかなんですけど、いかがでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

名前は、こういう特別委員会でいいと思いますけど、やっぱり、その担当の部署とのからみというのは出てくるのですか。事務局、教えてください。

◎工村一三委員長

今の議会報の委員会との話ですか。

○上田修一委員

違う違う、当局のそういう、広報いせを作っとるで、そういう担当のところとの整合性というのはあるんですか。

◎工村一三委員長

事務局の担当ということで。

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

名前ということで、若干かたいような気はいたしますけども、伊勢市議会広報広聴特別委員会、1番わかりやすいかなとは思いますが、この名前で結構かとは思いますが。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、委員会の名前を広報広聴特別委員会ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、広報広聴委員会の体制について、前回に引き続き御協議をいただきたいと思っています。資料1の裏面に、前回の会議で御意見をいただきました、それを整理いたしております。

1の委員定数、選出方法については、もう少し御議論をいただく必要があると思いますので、さらに御協議をいただき、議会改革特別委員会としてまとめていきたいと思っています。

2の委員長については互選ということで、皆様の御意見が一致しているものと考えます。

それから、前回の会議では、委員の任期については、1年にするという意見、また2年という意見もございましたけど、広報広聴委員会は特別委員会とすることで御確認をいただきましたので、特別委員会の場合は、委員の任期は付議された事件が審議されている間となりますので、皆様から御意見をいただきましたが、任期については調査終了までということで、御了承をいただきたいと思っています。

なお、広報広聴委員会の委員が議長や副議長に就任された場合など、個々の事情において委員の変更は可能とすることで、任期については御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい。異議なしといたします。

それでは、委員定数、選出方法について御協議をお願いしたいと思います。

発言がございましたらよろしく申し上げます。

委員の選出方法をどうするか、定数を何人にするかということですね。それか、何人と決めずに、まあ何人程度ということでもいいと思いますので、望ましいというような内容がありましたら、ひとつ御発言をお願いしたいというふうに思います。

裏面は、前回皆様からいただいた主な発言の内容を記載しております。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この件につきましては前回も議論していただいて、いろんな会派から意見をいただいたところでもありますけども、私の意見としては、この1番上に書いたところなんですけども、やはりその今の議会だより発行委員会も、今のところとりあえず交渉会派の各会派から1人ずつということで、それが今4人しかいないということで、もう少し、広報広聴をこれからやっていくのには必要ではないかというふうな議論もあったかと思いますが、やはり基本的には各会派から1名いただくということで、今2名の会派の皆さんはオブザーバーとして出席をいただいておりますけども、やはりそこら辺も正式な形で特別委員会の委員になっていただくということにして、1番下に、3常任委員会から2名ずつ出ていただいたらどうかというふうな御意見も確かにおもしろいかなとは思いますが、やはり会派で偏ってしまったりとか、また表紙の写真がいつもあんたこの祭りが出るとか、変に偏ってしまってもいけないかなと思いますので、今の議会だよりの発行委員会の考え方を広げるといような形で、広報広聴委員会については各会派から1名で、今のところの八つ会派があるわけなんですけども、8人ぐらいの特別委員会をつくってですね、そこで議論していただくのがいいんじゃないかと。プラスして、新人議員に優先して入っ



ていただくと、この前も発言させていただきましたが、やはり、いろんな広報紙とかいろんなチラシとか、いろんなところを経験のあるような方、そしてまた若い意見を持ってそこら辺に参画していただきたいかなというふうな気持ちで、このように発言させていただきましたけども、ぜひなるべくスキルのある方に入っていて、この広報広聴というものを担っていただけたらというふうに思っております。以上です。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

ほか、御意見ございませんでしょうか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、言われましたけども、原則として各会派から1人ということでもいいんじゃないかと思うんですけども、ただ、この3番目に書いてありますけれども、会派の事情がそれぞれあると思いますので、それについては、そこまでどうしても出せとかそういったことにはならないのかなと。ただ原則として、出るべきだろうということだと思います。

あと、やりたいという意味だとかスキルのある人だとか新人議員だとか、そういったことも出ているんですけども、これは、できればそういう方向でということで各会派に任せられるべきことじゃないかと思っておりますけども。以上です。

◎工村一三委員長

ほか、ございませんでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

2人の意見にほとんどそういう踏襲されておるんですけど、やっぱりその主体は、先ほ

ど吉岡委員が言ったように、議会だよりがずうっと長い年数やってきたという中身の人たちを中心につくって行って、あとはもう会派からそういうスキルのある方という形が望ましいかなと思っております。

◎工村一三委員長

そうしますと、今の議会報をやられている方を中心という考え方ですか。

○上田修一委員

議会報に入っている方を中心に、プラス、スキルのある方というのはどうですかという話です。

◎工村一三委員長

そしますと、交渉会派から今出られてますね。

○上田修一委員

それに、あと足りない分を。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

吉岡委員と楠木委員がおっしゃったような形で大体賛成ですが。

◎工村一三委員長

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

まず、どういう選出方法かというようなところで、先ほどから会派というような話をいろんな委員さんからいただいでいて、考え方の一つとして、僕は、正しい考え方の一つであるかなと思います。ただ1点気になるのは、例えば前回のときに吉岡委員の意見の中で、委員8人を広報班、広聴班というような形で書いていただいて、各会派から1名選出というような形にはなっているんですけども、少し極端な話をしますと、例えば、15の会派になったらどうするかとか3つになったらどうするかとか、そういう議論が、この会派から1人という形を先行してしまうと必ず出るかなと僕は思っておりますので、何名から何名が妥当だということも、選出方法と同時に決めた上で考えられるべきじゃないかなと、僕は本音を言うと思っております。

あまり多くてもどうかと思うところもございますし、逆に今の議会だより発行委員会が抱えている問題として、余りにも委員の人数が少ないもんで1人当たりの負担が多いというような話を聞くことも実際ございますので、また議論の中身が薄いとは言いませんけれども、もう少し多様な意見を取り入れる中で、もう少し人数が多いほうが良いという話は過去の委員長さんからも聞いておりますので、オブザーバー参加のお願いを積極的にしてきた経緯もあるかと思っておりますので、ある程度、人数はここからこれぐらいというような、もしくはそれが先に来てもいいかなと思っております。

あとはですね、先ほどスキルのある人に入ってもらおうというような話、まあ僕もここで一度は言わせてもらったんですけども、これは楠木委員のおっしゃるとおりでという感じですけども、当然ながらそれを会則であるとか、もしくは規定の中で、新人議員に優先して入っていただくとか、スキルのある人に入っていただくとか、やる気とかそういう言葉は当然、使うことは不可能ですので、そういった意味では先ほどの、そのまま継続をして、それにプラスしてスキルのある人っていうのはなかなか選出の仕方、もしくはこの議会改革特別委員会の決定としては、申し合わせ事項ならまだしも決定事項とするのは非常に、ちょっと難があるかなというのが私の率直な意見というか感想でございます。以上です。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

今、皆さんの意見をいただきました。各会派から1人選出するというので、それから、やる気のある方、スキルのある方が入っていただくという考え方の方が3人いらっしゃいました。

それと、上田委員は、現状の広報委員会プラスやる気のある方に入っていたらどうかという意見もございました。

それから、副委員長のほうからは、まず定数を決めてからという考え方を出されました。これに関しまして、意見の違いのあるのは、まず定数を決めてからどうかという話が出ましたが、この点につきましてはどうでしょうか。先に定数を決めますか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

まずは、次の12月から始めようとするわけですが、一旦、各会派からというふうな形で進めた中で、どうしても先ほど言われたように、大きな会派ができて、じゃあ少ないじゃないかということになる場合もありますので、そういう場合はドント方式に変えるとか、定数はこれぐらい必要かなど。まあ、やってみないと、ある程度、広報広聴でどれぐらいの仕事をこれからしていくんだということが、まだまだ見えてこないとは思いますが、当然人数によって、そんなんでできないよってということも出てくるかなと思いますので、まずは12月に一旦始める方法を優先して考えるべきかなとは思っています。

それと、僕もこの中には、入っていただく入っていただくっていうのがあるんですけど、これは文書にはしづらいところがあるとは思っていますので、基本的にやりたいと思う人に入っていただくと、それは当然のことであって、やりたくない人に入っていただく必要はないかとは思いますが、まあ、入ったら入ったでしっかりやってもらわないかんわけですが、やはり、どれぐらいの人数が必要なんかなんかということ、ざくっと考えるべきであると思ったり、そこに公平性に欠けるようなことがあってはいけないのかなと思

ますので、まずは会派から1名というのが妥当なところではないかなというふうに思います。

どうしても、したくないんだとか、どうしても入りたくないんだと、僕がこんな決めたと違うんやからというふうな意見があつて、どうしてもしたくないという方があれば辞退というのも一つかなとは思いますが、そういう場合は議長を含め調整していただくということにして、ある程度の人数はやっぱり必要やとは思いますが、広聴もこれから初めてやっていこうというわけですから、どこまで自分たちで、事務局に頼らず自分らでどこまでやれるかということも、しっかり確認しながら議会でやっていこうという姿勢が必要だと思いますので、やはり8人程度の、今の会派の1人というのが妥当な線ではないかというふうに思います。以上です。

#### ◎工村一三委員長

私もちょっと考え方として考えとったんですけど、人数は何人ということを決めずに進むこともできると思います。何人から何人ということ。ですから、6人から9人、あるいは7人から9人程度ということで結論を出しておいてもいいというふうに思いますんですけど。これは別に、そういうふうな決め方がいかんということでもありませんし、弾力性を持つということに対してはいいと思いますし。

それから、先ほど楠木委員からある、吉井委員も吉岡委員もちょっと近い内容でしたんですけど、原則として各会派から一人ずつ出していただくと。ただし、会派の事情も考慮するということについて、選出方法につきましても、何々とするほうが望ましいというふうな書き方で、まあ辞退される方があれば仕方がないというふうな内容に、ここの選出方法についても、何々とするのが望ましいという文を入れていけばよいというふうに思いますけど、その辺につきましてどうでしょうか。

はい、上田委員。

#### ○上田修一委員

委員長のそういう、7か9か6か8か最終、範囲内を決めればいい方法やと思うんですけど、先ほど吉岡委員が言っている各会派1名というのは、やっぱりこの議会改革しかり、おらの意に沿わんというような形でおりにいかれる方が会派の中に現実はあるわけです。

だからやっぱり、しっかりとこのものやっけていきたくと、やらないかんというようなメンバーをつくらないと。それか、もうきちっと会派が完全に離脱できないような格好にするか、やっぱり議会として全員が参加ということになるわけやで、議会として特別委員会を組むわけやで、私は意に沿わんという形でやられるような委員会ではいかんと思うので、その辺のところはやっぱり方向性はきちっととるべきかなと思っております。以上です。

#### ◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかに。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

先ほど私も申し上げたけれども、各会派から1名と。それからその会派の事情を考慮するというところで、さっき吉岡委員からも、辞退もあり得るという話が出ました。今ちょっとそれとは反対の意見も出ているわけですけども、これは、それぞれの会派の意思というか自主性というか、それがまずやはり基本だと思います。

ただ、だけでも、辞退されるからといって、そちらは勝手にやれということにはならないと思いますので、やっぱり議会の正式の委員会ですので。だから、辞退されたとしても、やはり特別委員会の意思には従っていただかなくてはいけないということになるんじゃないかと思いますけれどもね。

それから、人数に関しては確かにこれ弾力性のある形で、何名とはっきりと決めることは難しいと思いますので、ここに6名から8名、あるいは9名とかそういった数が出ていると思いますけれども、そういう形でいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほど、議会全体の意思統一というような話が、少し上田委員からいただいたんですけども、委員長と色々な話をさせていただく中での話でもあるんですけども、これ、もし設置ということで、ここの特別委員会の中で決まったらですね、おそらく、設置をしていただきたいということで各派代表者会議にお諮りをさせていただいて、その上で、だれが提案するかは別にしても、通常予算特別委員会同様に、本会議での議決の事項になるかと思えます。そういった意味では、なんと申しますか、数の力でやってしまえと言うつもりも当然ありませんし、そこで異議申し立てをしていただければそれで結構だというような言い方もするつもりはないんですけども、ただまあ当然、各派代表者会議であったり、もしくは本会議場で異議申し立ての場は恐らく、機会と言えればいいのかな、あるかと思えますし、そこを経た上での設置になるかとは思いますが、そういった意味では、決してここで決定したから従ってくださいよっていう話になるのではなくて、どちらかといえば本会議場で、議長のもとで設置をしていただくというような形で運んでいく流れで考えているということで、少し御理解をいただければと思えます。恐らくその方向になるかと思えますので、そんな感じで考えていただければと思えます。

◎工村一三委員長

今、副委員長からお話がありましたように、ここで特別委員会としての結論、確認事項ができましたら、これからの流れなんですけど、ちょっと御説明させていただきますけど、まず議会改革特別委員会で結論が出ます。それを議長にお願いいたしまして、議長にこういうふうな結論ですのでひとつよろしくお願ひしますという後、議長は各派代表者会議を開いていただきまして、各派代表者会議で中身を練っていただいて結論を出してもら

う。

それから、特別委員会の設置と定数については議会運営委員会のほうに持っていかなければなりませんので、そこで、議運のほうで検討していただくと。それから、その結論が出ましたら、もう1回各派代表者会議をもっていただきまして委員の選出をしていただき、人数が決まって人が決まりましたら本会議で上程するという格好になりますので、その辺は先ほど副委員長が言われましたように、まあ自主性あるいは歯止めというようなところにつきましては議長のほうにお任せをすればいいと、あるいは議長から各派、議会運営委員会のほうにお任せすればいいというふうに思いますので、ひとつその辺はよろしく願いたいと思います。その件はよろしいでしょうか。

そうしたら、ちょっともとへ戻ります。

それでは、まず選出方法につきまして今多い意見が、各派から1人選出し会派の事情を考慮するという意見と、委員を8名にして広報、広聴の4人ずつに分けて、各会派から1人ずつ入っていただくという二つ。

それから、現在の議会報の委員プラスアルファでいくというふうな御意見が出ておりますけど、その三つをひとつ、意見の多いのは、原則として各会派から1人ずつ選出し、会派の事情を考慮するという意見が多かったと思いますけど。

はい、吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

まあその会派の事情を考慮するということを含めてしまうと、どういう事情ですかということになるのではないかというふうに思うんですけども、やはり基本的には各会派から1名ということにして、先ほど私、辞退するようなことがあればどうなんやという話をしましたけども、あくまでそれはイレギュラーな行為ではないかというふうに思うんです。どうしても議会全体で、先ほどからみんなでやっぺいこうという話をしているわけですので、2人会派であろうが1人会派であろうが、できれば、この特別委員会には所属をしていただいて、その中で仕事の割り振り等もあるわけですから、そこでみんなで考慮したら



いいわけであって、基本的には各会派から1人と。

私ここの後には、広報班と広聴班4人ずつと書いてありますけども、それはたまたま今8人おるからということで、その案として書いただけであって、各会派から1名というのは大原則というか第一義的なことであるので、基本的にはそういう形というものをして、会派の事情によりってというのは、ちょっとそれは含むべきではないのかなというふうに私は思います。

#### ◎工村一三委員長

それに対していかがでしょうか、吉岡委員の発言に対して。それでいいということでしたら、それで特別委員会としては結論を出させていただいてよろしいでしょうか。

まあ、望ましいとか考慮するとかいう言葉を入れずに。

はい、副委員長。

#### ○野崎隆太副委員長

吉岡委員、貴重な意見をありがとうございます。私も同じように、ただし会派の事情を考慮するというのは、御意見またお気持ちも大変、こう言うとあれですけども、共産党さんも、私ども自民党も会派としては2人しかいませんので。公明党さんも2人しかいませんし、1人会派のところもありますんで、いろんな意味で、大人数の会派ではないというところも考えると、こういった文言を入れていただいたことにも、私も非常に感謝をするところでもあるんですけども、まあ特別委員会の決定としては、吉岡委員のおっしゃるとおり、1人選出するというような形で私も問題はないと思います。

各会派の事情に関して言えば、先ほどから申し上げておりますように、各派代表者会議の中で、各会派の意見を聞く中で、あちらで決定してもらえばと言うとちょっと語弊がありますけども、そこで各会派の意見をその場で聞いていただければ、ぼくらの特別委員会の担いとしては、議論をしなくてもいいところではないかなと私も思いますので、ここの決定事項としては、私も各会派から1人というような形で決めるのであれば、後ろの、た

だし会派の事情という部分に関しては、なくてもいいかなと思います。以上です。

◎工村一三委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、お二人の方おっしゃいましたけれども、確かに、原則としてそういうことですので、ここで決める事項としては、この事情を考慮するという文言はなくていいんじゃないかなというようには確かに思います。

確かにこれはイレギュラーなケースとしてあり得ることもあるんだけれども、それはその状況に応じて判断して行って、ここでの結論としては、これは削除したほうがいいかなと思います。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。

吉井委員、何か。

○吉井詩子委員

私も、会派の事情を考慮するというのは、後から起こることでもありますので、今、先にこれを書いておくのもどうかなと思うんですが、そうなってくると、委員長がおっしゃった7から8っていうことと矛盾してくるのかなと。8やったら8と決めておかないと合わないのではないかなというふうに考えます。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。選出方法につきましては、皆さんの意見としては、各会派から1人選出するというで一応了承願いたいと思いますけど、人数につきましては。

はい。

○上田修一委員

基本的原則、各会派から1名とあれば、先ほど委員長が言ったように、15になっても各会派1名なんやということになれば、会派1名ということの原則をつくっておけば、そこは年度に応じた各会派の人数が、仮に会派が少なくなったら、また会派代表だけになるわけやで、そういう形を、人数を決めやんと各会派から1名選出ということだけにとどめたらどうですか。年度ごとに違ってくる可能性もあるわけやで。

◎工村一三委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

各会派1人ということですので、確かに今おっしゃったようなことだと思いますので、それで自動的に定数も決まっていくんじゃないかと思いますので、人数については明記する必要はないのかなと思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほか。

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

まず、広報広聴委員会の目的ということから原点に戻って考えて、どれくらい人数が必要なのかなって考えるのが先やと思うんです。その中で、具体的に言われたのが、吉岡さんの広報班、広聴班4人ずつと言われた、それで8という数字が出てきたと思うんです。

その各会派というのは、選考方法から考えた人数なんやけど、やっぱりまずは、この広

報広聴委員会の目的から考えて人数を決めるというのが本当じゃないのかなというふうには思います。

吉岡委員の言われた、広報班、広聴班4人ずつというのは、もちろんそれを始めから決めるのではなくて、発足してから決めることやとは思いますが、目的ということをまず考えた上であるべきやないのかなと思います。

◎工村一三委員長

まあ基本的には、そういう目的を、まず中身を持ってこないといかんというふうには思います。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

どちらの方法をとるかということになるかと思うんですけども、今まで人数でですね、予算、決算13人、ドント方式なんていうことをやっていくとですね、どうしても大きな会派が多数を占める。少数会派は入らないということになってしまうので、例えば8人、ドント方式っていうのも一つやとは思いますが、やはりそれでは、先ほどから議会みんなやっていこうっていうことをしていくというのを優先しようということであれば、やはり今のところは会派から1人というのを、今の市議会だより発行委員会も会派から1人ということで4人にはなってますけども、それを拡大するというふうなことの考え方がこの市議会の広報広聴には向いているんじゃないかなというふうに私は思います。

やはり少数会派の方も、ちゃんと特別委員会の委員になっていくんだというふうなことで、予算、決算も少しそういう形を変えてきたと思うんですけども、やはりそこら辺が、議会みんなで行っていくんですよという姿勢がこれからは大事だと思いますので、できれば、そちらを優先するべきではないかなというふうに私は個人的には思います。以上です。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかに。

これ後でまた会派のあり方等については、この議会改革の中でやらないかんとします。今の会派構成自体は非常に、今現在3人を交渉会派としとるということは、今まで培われたこともございますし、例えば、多いところやのに1人しか出られへんという、逆の半面で反論される方もいらっしゃいます。ですから、会派のあり方についてはこれからゆっくりと考えていかないかんとします。

逆に、小さい会派ばかりたくさんになってしまう可能性も出てくると、これもまたどうかというふうなことも考えられますので、会派のあり方につきましては、また後ほど協議したいとは思いますが。今、吉井委員が言われましたように、この目的に関しましては、議員である以上は皆この考え方は持って当然やというふうに私も考えております。ですので、定数を定めずいくというのも一つの方法かなというふうな気がいたします。

例えば1人会派の方でしたら、例えばこういうふうな形でいろんな形ができた場合、全部出やないかんとというふうな格好になっても困るというようなこともございますけど、できましたら、皆さんの意見があるように定数を定めずに各会派から1人というふうな形でさせていただいてもよろしいんですけど、どうでしょうか。事務局、別によろしいですね。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

◎工村一三委員長

それでは休憩を解いて再開いたします。

委員定数と選出方法について御議論いただきました。また休憩の中でも多数御意見いただきまして、ありがとうございます。

それでは委員長といたしまして、選出方法については各会派から原則的に1人というこ  
とで選出する。委員数につきましては8人にすることが望ましいという形でよろしいで  
しょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

はい、異議なしということですので、委員定数、選出方法については以上よろしくお願  
いしたいと思います。これで決定いたします。

委員会の名称は広報広聴特別委員会ということでよろしくお願いたします。

それでは次に移らせていただきます。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時06分

### 【3 具体的検討項目について】

◎工村一三委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、事項書2の「具体的検討項目について」を議題といたします。

前回の会議で具体的検討項目に追加する事項と、これまで実施してきた議会改革の取り  
組みのうち検証が必要な項目について、皆様から御提案をいただきました。その意見を資  
料2に整理いたしました。

整理、分類の仕方としまして、まず、前の議会改革特別委員会での具体的検討項目、参  
考に一覧表をお配りしておりますが、この分類と同様に、議会運営に関すること、議会の  
権限、権能強化、情報の公開と共有、市民参加のあり方、その他、そして、議会基本条例、  
議員倫理条例として分類をいたしました。

次に、表の1番左にA B Cの記号が書いてございます。この記号は御提案いただいた項  
目について、どのように検討、検証を進めていくか、その対応案でございます。議事整理  
上、私独断である程度させていただきましたので御了承願いたいと思います。この後、こ  
れらの項目について一つずつ御協議いただくわけですが、記号のAは確認のみとする事項  
でして、御提案いただいた内容を皆さんで確認する程度でどうかという事項です。確認い

ただいた内容につきましては、現状を変えるような場合は議長に報告し、議会運営委員会や各派代表者会議で御協議いただく。また、現状を再確認し、その徹底を図るような場合は正副委員長での対応、また委員の皆様にもお願いして対応をしていきたいというふうに思っております。

記号Bは具体的検討項目に追加する事項です。これは既に具体的検討項目としているものも含んでおります。記号Cはその他のものということで整理させていただきました。

それではまず、具体的検討項目に追加する事項について、この表をもとに1番から順に皆様の御意見をいただきたいと思っております。表に記載したABCは案ですので、これに御異議があれば、その旨御発言もいただきたいと思っております。なお、昨日、日本共産党さんから提出されました追加内容が、ちょっときのうでしたので未整理でございます。追加として扱わせていただきたいと思っております。一覧表の御意見をいただいた後に、共産党さんの内容について、皆さんの御意見、ABCをお願いしたいというふうに思っております。

記号のAとした項目については、御意見をいただき、その場で結論が出るようであればその都度確認していきたいという項目でございます。具体的検討項目に追加することとした事項につきましては、後日、改めて協議の時間を持ちたいというふうに思っております。

まず、全部一つずつ中身にまで入っていくといけませんので、まずこのABC分析を、これはBのほうがいいのか、これはAのほうがいいのかということで確認をしたいと思いますので、できましたらAを優先的に今後この委員会で、例えば二つぐらいずつ取り上げてAを話し合っていくか、ほかの案件もありますので、これにばかり取りかかるとるわけにはいきませんので、まあ二つか三つ、まずAから結論を出していきたいと。委員会を開くごとに二つか三つ案件を消化していきたいというふうな基本的な考えがありますので、まず、ABCがこれでいいかどうかの確認を1番からひとつ進めていきたいと思っております。

それで、この配らせていただきましたこれ、それから、参考と書いてあります今後の進め方についての協議資料、具体的検討項目、最優先の検討項目とか新たに追加する項目とかいうこの紙が特にこのBに値する内容と思っておりますので、その辺だけこれに追加していくという考え方でこれを分析してありますので、その辺、御確認のほうをよろしくお願ひし

たいと思います。それから、参考としてこの54項目の分類がありますけど、これも絡んできますので、また一緒に見ながらお願いしたいと思います。

それでは、まず1番、一般質問、議案質疑の発言調整について、これは一応その他ということでCのほうに持っていかせていただきましたけど、これは病院長というのは例えばの話なんですけど、できましたら質問のときに部長さんらも関係なかったら出ていただかなくてもいいんじゃないかという考え方のもとで書かれていると思います。基本的には、説明員として、市長、教育長等、部長級がごさいますけど、現在でも病院長の場合は欠席されとる場合もありますけど、この内容は質問に関係ない人は本会議に出なくてもいいんじゃないかという内容でございますので、これはまた後で皆さんとお話しするか、あるいはどうするかですけど、まず1番どうでしょうか。

はい、吉井委員。

#### ○吉井詩子委員

今、これ全部見せていただいたところ、Cの項目がついているのは2つなんです。ですので、まずこのCをつけた理由というのを教えていただきたいなと思います。「Cその他」というのはどういうことなのか。

#### ◎工村一三委員長

Cにつきましては、まだ少し議論が早いんじゃないかというふうな考え方のもとにCというふうにさせていただきました。1番につきましては、これは出席、説明員は必ず出てきてもらわないかということ今やっておりますけど、説明員等も一般質問、議案質疑のときには、全く関係のない人は出てきてもらわなくてもよろしいですよということですので、これちょっと、今ここで結論が出るのかなというふうな気がしましたものでC、それから、7番の議決事件に関しましては、議会基本条例の骨子の中の11番に検討項目として入っておりますので、これは議会基本条例をやっていくときに、内容を検討する際に一緒に協議していったらいいんじゃないかということでCとさせていただきます。



よろしいでしょうか、吉井委員。

はい、上田委員。

○上田修一委員

さっきのCの考え方なんやけど、まず1番なんかは、これはさっきの言う方向性は全く違うと思うんさな。早いじゃなくて現に起きとる問題やで、この辺のところは、例えばこの順番なんていうものは、決めるのは、うちとしては議運で決めるわけやで、こういう問題提起があれば議運に振ったれば、院長さんが一日目と二日目があれば、ひっつけるということは議運で可能性があるわけやん、順番決めるんやで。だから、ここで早いとか遅いという問題ではないと思うんやけど、いかがですか。

◎工村一三委員長

議運へ振れということですね。

○上田修一委員

ややこしいという意味合いが、その早いという意味合いが、委員長が言われておる意味が違うかなと。

◎工村一三委員長

そうしたらAにするという考え方でよろしいでしょうか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

これは前回議論したときに、もう議会運営委員会のほうで話ししてもらいましょうということで、ここからそちらへ、もう議論を移してもらおうという話になっていたかと思うんです。だからその意味で、僕その他のCになったんかなというふうなことで、もうひとつ

違うところへ行ってますので、例えばですよ、誰が出席するのかと、例えば農業委員会についてなんていう話が最初と最後にあって、1番最初と最後で2日も出てきてもらって違う議論をするよりね、という話になったときに、もう1番と2番とばばーんとやってもうたらええやないかというふうなことは、議会運営委員会で決めてもらうべきであって、ここで議論する話でもないしということで、上田委員もそういう話をされたんだろうと思いますけども、やはりここは、もう違うところへ、ステージへ上げてもらったのでということですので、その他になってるんだと思うんですけど、時期尚早ではないとは思っています。

吉井委員言われたもう一つの議決事件の拡大、これ公明党さんからだったかと思うんですけども、これはちょっとCにするのはいかがなものかなというふうには思います。議会基本条例の内容を検討する際ってということなんですけど、相当まだまだ先になっちゃうかなというふうな懸念もあるので、やはりこれはAかBの中で議論をしてもいい内容ではないかなとは思いますが、そういうことではないかなと思います。

#### ◎工村一三委員長

そうすると、1番につきましては議運のほうで検討していく内容ですのでCということでおくと。それから、7番につきましてはAかBかということなんですけど、その辺について意見ございませんでしょうか。

はい、楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

この条例を決めることに関して、まず改革先行型だというようなことで進められていると思うので、この個々のさまざまなことをここで議論したり改革をしたりしていく中で、この条例案そのものができていくんだと思うんです。ですから、ここで条例案としては項目として上げられてはいるわけですが、だからといって今ここで議論しなくていいということにはならないだろうと。

やはり、これは非常に重要な問題だと思いますので、この今の7番の問題はですね。で

すから、これは具体的検討項目に追加するべき事項だというふうに考えることになるんじゃないかと思いますが。

◎工村一三委員長

この件につきましては、Bということによろしいでしょうか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私も、Bにしておいたほうがいいのかというふうに今、思いました。まあ、ここには具体的に重要な計画等ということで記載していただいておりますけれども、やはりその1番最たるものは総合計画になってくるかなと思いますけど、やはりいろんな計画をどこまでの範囲で、どこまで議論して、それを議決事件にしていくのかっていうのも、いろんな他の議会も、今度、会津若松ですか、行かせてもらったりするわけですが、いろいろ勉強する中で、その範囲というものは自分たちで決めなければいけないとは思いますが、やはりこれはBの中にもう一度含めておいてもう一度検討し直すというふうなことでやっていくべきではないかなというふうに感じております。以上です。

◎工村一三委員長

皆さん大体ここをBということですので、CをBに変更させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは戻りまして、2番、持ち込み禁止ですね、携帯、これはもうAで皆さんのお話だけ聞くということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから、3番、請願に対する本会議場での質疑の実施。委員会で今やっておるようなことを本会議でやるということなんですけど、これもAで検討させてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、それでは1番から3番終わります。

それから、その次に、議会の機能強化について、4番、5番、6番が一緒の災害時のマニュアル等、議会の対応、政策提案ですので、これをまとめましてB、新たに追加する項目として、これをまとめて「災害時における議会の対応」という形で次に検討する項目の中に入れさせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

次のページをお願いします。

7番終わりました、Bへ。それから、8番、情報の公開と共有ということで、議会ごとの質問者、質問内容並びに在職期間の通算質問回数等の公表ということで、これをAでさせていただきますよろしいでしょうか。(「Aというのは具体的にどういう」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

◎工村一三委員長

休憩を解き再開します。

8番はAということでよろしくをお願いします。

それから、9番、市民参加のあり方、市民との意見交換会。今、報告会をやってますけど、いろんな分野と話し合い、意見交換を持ったらどうかということですので、これをAにするかBにするかなんですけど。

はい。

○上田修一委員

せっかく、うちとしても先行型で走っとるようなものは、できたら先にですね、こういうところも取り組んでいるということアピールすべきで、Aで早急にこれを論議しておいた方が、やっぱり新しい委員会もできることやし、その辺のところはアピール度合いがいいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎工村一三委員長

まあこれに関しましては、右の端にちょっと備考のところにも書いてありますけれど、政策立案の中で検討していこかというふうに思っておりますので、この中へ入っていくと思いますんさ、政策立案の中へ。意見をいただいて反映していくということですので、市民の方からいただいたやつを政策立案につなげていくということですので、ここで検討する内容じゃないかというふうに感じておりますんですけど、どうでしょうか。

今まで進めていただいてきた内容の中で、特に、検討する項目につきましては非常に幅が広く書かれております。政策立案って一体何かと言われると、これもものすごく幅が広い内容になっておりますので、この辺の中の一つとして、ほかにもあるんですけども、その中の具体的な内容を上げられたというのがございますので、その辺も含めてABをつけたつもりでありますので、御理解をお願いしたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この一覧表の54項目の具体的検討項目のところには、議会報告会と議会懇談会というこ

とで、これまでも最初から記載をしていただいているわけですが、市民との意見交換会という、また別の観点かなとも思いますので、そこに追加をするという形にして、Bで深くいろいろ検討していただくということによろしいのではないかなというふうに。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、そういうことで。

はい、それでは9番に関しましてはB。

次、10、11が関連してきますので、その他のところで、議会IT化の実施、それから議会ITの導入ということで、タブレット、ペーパーレス、資料、通告書の電子化。この間、鳥羽へちよつと行って、いろいろお話を聞いてきました。その内容のことも含まれるということですが、ここに、次に検討する項目の参考の資料1月13日の中に、議会資料等のペーパーレス化というのがありますので、この中で検討させていただくということで、Bでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

そういうことで、10、11につきましてはB。

それから、12のA、これは政務活動費の見直しなんですけど。会派並びに個人に支給とかという内容も含まれております。これは話し合いである程度決めてから、議会改革の中の意見として議長のほうに御報告する内容なので、簡単という言葉は悪いですけども、皆さんBに値するかどうかというところなんですけど、この辺についてはどうでしょうか。

よろしいでしょうか、Aで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから、次のページ、13番、管外行政視察の抜本的な見直しということで、今、特に常任委員会で行っておる視察内容を根本的に考えなければいけないんじゃないかということですが。古い数年前の先進地事例を見に行くということもおかしいんじゃないかというような意見、考え方が検討内容として提起されております。

これもAでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから、参考ということで、ここに、議会改革に参加されてない会派よりお話がありましたので、議員定数の検討、これは各派代表者会議のほうの検討項目で今までやっておりますので、うちでは取り扱わないというふうに考えておりますので、その決断だけいただきたいということでA。

それから、議会基本条例及び議員倫理条例の早期検討につきましては、基本的には検討する項目が終わった時点でこれにかかるということですので、その辺も含めた形をどういうふうに持っていくかということで、これはちょっと重要な問題ですので優先する検討項目の中にありますので、これでBで対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから次のページ、4番目、通年議会に関しましては少し大きな項目ですし、議会の通年制というのが次に検討する項目の中にありますので、そこで検討させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから、協議会のあり方につきましては、定例会での1回の会議で多くの、特に今回、3月議会におきましては教民なんかでも多かったんですけど、分けてやるべきではないかということです。

これをAという形で、以前決定した際は議会改革特別委員会正副委員長と当局で協議したうえ、特別委員会として確認したということですので、これをもう1回また当局のほうと確認するかどうかという判断になると思いますので、この辺もまあAという形でよろしいでしょうか。

はい、それから所管事務の見直し。教民が多いので、一部、総務政策へ持っていったらどうかということです、これもAでよろしいでしょうか。

はい、それから、議員間の自由討議、これも、まだ当局の方を向いて発言する議員がおるとということです、これもAでさせていただきます。

それから、予算決算委員会の委員の選任についてということで、これをAですかBでするかなんですけど、また前のドント方式に戻すべきだという考え方ですので、これはどうしましょうか。予算決算審査のあり方の中でありますので、この中で常任委員会方式にするとかどうとかいう考え方が多分これも含めた形での、次に検討する項目だと思いますので、そこでやるか、まあAでしますかということなんですけど、この辺どうでしょうか。

はい、上田委員。

#### ○上田修一委員

まだ一巡してないので、もう一巡してもう少し見てからということで、もう少し時間が後でもいいのかなというふうに思ってます。以上です。

#### ◎工村一三委員長

ということは、Aですぐ結論を出していただくということでよろしいでしょうか。

Bということ。どうでしょうか、Bでよろしいでしょうか。

暫時休憩します。



休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

Bということでよろしいでしょうか。

その次、20番、質疑、一般質問の発言通告のあり方、これも今まで何回も言われておるんですけど、また緩みが出てきたということで、引き締めるという内容だと思います。Aでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは5ページ、21番、今の質問されておる方で質問の部分がわかりにくいとか、あるいは再度見直しが必要だということで、一問一答制について検討内容が出てきておりますけど、これもどうするかだけのことです。どういうふうに周知するかということだけです。Aでよろしいでしょうか。

はい、それから22番、政策に対するチェック機能の強化ということで、議案に対する質疑を行っている議員が少ないという理由が述べられてます。これも、Aでよろしいでしょうか。

はい、それから次に、議会の機能強化、その他ということで、議会事務局体制の強化充実、そういうことですね。これもBでこれから検討していかないかん重要な問題だと思いますので、現状がいいのかどうかということも含めて、これからの議会改革に対する事務局体制ということも含めてBで検討させてもらってよろしいでしょうか。

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

少し確認だけさせていただきたいんですけども、これ、きょう出てきた部分だと思いま

すので、出していただいた会派の方にちょっとお伺いしたいんですけども、このもっと予算を議会として取り組むべきというのは、これ要するに議会として予算要求の額を上げて、それで事務局機能の強化をなされるべきということで、正式に記載されるとそういうことでよかったですよね。予算要求を議会として当局に対して行っていくというようなことの方角性で見直し案ということでよかったですよね。これ確認だけなんで、今ここで議論するわけではないんですけど、よかったですよね。

◎工村一三委員長

はい、上田委員。

○上田修一委員

まあ、事務局の人件費、ふえるふえると言いながらいっこうに定数はふえてないというか、それによって機能強化をせいという割には予算づけがされてないんで現状維持が、どうしても予算に整合してくるからということがあるんで、その辺のところをやっぱり議会としてももう少し機能強化をして、事務局として上げていくのであれば、もう少しそういう予算をつけることが必要かなというふうに書きました。

◎工村一三委員長

はい、確認ありがとうございます。Bということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、それでは、その次25番、情報の公開と共有ということで、報告書の提出ですね。今10日以内に提出しなければならないというのが守られていないということですので、これもAでひとつお願いします。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この件については自分らで決めたルールですからAでいいかとは思いますが、いわゆるその罰則規定なんですけど、倫理規定が今でき上がってない中で、野々村議員の話がいろいろありましたけども、本当に行ったんですかというようなことの確認がですね、要は、交通費は領収書がない。宿泊費も領収書をいただいていない。なおさら報告書が出ていないとなると、あんた行ったんですか、議会事務局として、議会として、この方が本当に視察に行ったことを確認できているんですかということが、今言えない状態になってしまっているんで、やはりここはちゃんと議論をして、Bにしてですね、そこだけはきちんと議会としてやっておかないと、やっぱり市民の皆さんから見て、ちゃんとその辺ができてないんじゃないですかと指摘されても何も言えない状態に今なってしまっているかと思しますので、何でいつまでも出さへん人が次の視察研修へ行けるんですかというようなことも、当然議長さんも印鑑をついているわけなんですけど、やはりその根拠がないのでつかざるを得ないのかなとは思いますが、やはりそこはちゃんとすべきだと思いますので、Aで確認するだけということでは私は済まんのではないかなと思います。ちゃんと自分たちでルールを決めるべきだと思いますので、その部分だけでもBにするべきだというふうに思います。

◎工村一三委員長

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

ここは議員倫理条例の中で、やはりこれが理念条例として終わってしまわないためのことに意味をつけるためにも、具体的に取り組んだということでBにすべきだと思います。

◎工村一三委員

はい、わかりました。

Bということで意見が出ましたけど、よろしいでしょうか。

はい、ではBということでお願いします。

それから、26番から28番につきましては議会基本条例、先ほどもありましたけど倫理条例、早急に取り組む、制定に向けて取り組まなければならないということで、今の具体的検討項目の中に入っておりますので、これもBということでお願いしたいと思います。

それから、以上、この表は終わりましたけど、別表で共産党の楠木委員さんから出ております。これもABということで、今からABの設定をお願いしたいと思います。

まず、楠木委員から言うてください。ちょっと発表してください。

#### ○楠木宏彦委員

今、交渉会派の要件が3名以上というふうになっておるんですけども、それが議会の民主的な運営の上で適切であるのかどうか、それについて再検討をするべきではないかということが一つ目です。

二つ目は、議事録を読んだ時に、実際に議場ではパネルなどを使って説明をしているんですけども、その図表だとか写真とかがないと非常に理解しにくい部分があるということで、議事録そのものにパネルなどの図表などを掲載する必要があるのではないかと。

これは、市民の方々が議事録を見られたときに、わかりやすくするというので、こういう方向を考えるべきではないかというのが二つ目です。

#### ◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

1番につきましては、会派のあり方ということの中に含まれるというような気がしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

次に検討する項目の中の「会派のあり方」に含めたいと思います。

それから、2番目について、議事録ということですので、インターネットを含めましてちょっと事務局のほうでこれが可能かどうかお聞きしておいてからA Bへ振り分けたいと思いますけれど、事務局どうでしょうか。この提案につきまして。

はい、事務局。

●伊藤議事係長

パネルの図表の掲載なんですけれども、まず冊子のほうなんですけど、これは図書館とか総合支所のほうに置かせていただいていますけど、そちらに挟み込むことは可能ではありません。それから、インターネットなんですけれども、これは業者委託をしておりますので、少し業者との調整が要るかと思いますので検討をさせていただきます。

◎工村一三委員長

はい、その事務局の意見を踏まえましてAにするかBにするか、どうしましょうか。

まあAとして、最後のほうでやりますか。

そうしたら、これはAということで、ひとつよろしくお願いします。

以上でこの件につきましては整理できました。

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

2番のほう、私、先ほどのAという結論で何も問題はないんですけども、1点だけ、過去に、前議会改革特別委員会的时候ですね、パネル使用をするかどうかという議論があったときに、一応、本来的には、議会ですんで、そこで例えば映像が流れてしまったり、これを見てくださってというような形でパネルだけを指示するような言葉を使うのではなくて、パネルはあくまでも補助であって、議事録を読んだときに言葉でわかるような形にす

るというのを前提にパネルを使うというような議論が実はありました。なので、あくまでもパネルを見て、議事録に、これを見てというのが載るのは、基本的にはだめだということで、前回の議会改革の中では一応結論が出るとということだけ承知をいただいた上でAということだけでいただければなと思います。以上です。

#### ◎工村一三委員長

私もそういう考えで聞いておりますので、その辺でまた次のときに議題として整理させていただきたいというふうに思います。

それでは、一応A B Cの確認をいたしました。それで、今後これ、現状を変えるような場合は議長に報告し、また議運や各派で協議してもらわないかん場合が出てきます。それから、現状の再確認、徹底を図る場合には、また、うちの議会改革のほうから各自の会派へするとか、あるいは委員の出席のない会派は正副委員長、私どもで対応するというふうな形を今後とっていきたいというふうに思っております。

それで、具体的検討項目に追加する項目と検証が必要な項目、それぞれ一応確認していただきました。これらについて、検討、検証をする時期、どの項目を優先して検討、検証するかということは宿題として、次回の会議でまた御協議願いたいと思います。

この件について、全体的に御発言がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、上田委員。

#### ○上田修一委員

A B C分かれたんですけど、それと54項目との整合性というのは、この中にはめていくとか、いかないというやつがあるので、再度これは資料としていただけるわけですか。

これとの整合性はどうするんですか。この中にはめていくんですか。

例えば、こういうただし書きを入れて、これはこの中にこれが入るとよという話が先ほどされたんで、この中にはめていくという話で言われたんで、どういう形で扱うんです

か。

◎工村一三委員長

この54項目に関しては、これ当初つくったやつで、今現在、この（「今後の進め方についての協議資料」を示す）これがメインでいっておりますので。

○上田修一委員

これが参考で出てきておるから、抹消するなら抹消して、これは終わったよという話を  
して、次これにふえていくという話を。

◎工村一三委員長

ちょっと検討させてください。

その件に関しましては、ここの54項目の中に追加する、あるいは、ちょっと中身を細かく  
見てみないとわかりませんので検討項目として検討させてください。よろしくお願  
いします。

次の会議で御協議願いたいと思いますので、順番、優先順位等をひとつよろしくお願  
いしたいと思います。

#### 【4 政策立案について】

◎工村一三委員長

それでは、事項書の4の政策立案につきましては、ちょっと時間も来ましたので、ひと  
つお願いがございます。次回、また協議したいと思いますので、委員の皆様におかれまし  
て、他の市議会の事例などをちょっと調べていただいて、政策立案についての取り組みな  
んかを勉強していただいて、次のとき御報告できればしていただきたいというふうに思  
いますので、非常に政策立案としましては、そういうテーマは漠然としておりますので、皆  
さんの考えを聞いて、今後の議論の方向性を出していきたいと思いますので、ひとつよろ

しくお願いしたいと思います。

議論をする焦点をどういうふうにあぶりだして議論していくかということだと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。次に関連しますが、視察も行きますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

政策立案については、それでよろしいでしょうか。もう、ちょっと時間もきましたのでえらい御迷惑をかけます。

## 【5 先進地視察について】

◎工村一三委員長

次に、事項書5の「先進地視察について」を議題とします。

先進地視察につきましては皆さんの意見も聞かさせていただきまして、議会からの政策提言をはじめ議会改革に取り組んでおられる会津若松市議会を視察させていただく方向で調整をさせていただきました。

日程としましては、7月16日木曜日から17日金曜日の1泊2日、片道、六、七時間かかるということなんですけど、それで、17日の午前中に視察研修を受けるということで会津若松市議会から受け入れの内諾をいただいております。

視察内容としましては、政策提言、政策立案の強化ということで、議会からの政策提言の仕組み、政策形成のサイクルなどを中心に議会改革の取り組みについてということを考えております。

皆さん特に御異議がなければこの内容で進めたいと思いますが、御発言がありましたらよろしくお願いたします。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この視察項目の中に、できればぜひ議会基本条例というものも入れていただいて、議会基本条例の先進地ということで全国的にも知られておりますので、やはりそこも第一義的



に入れていただくことが必要かと思えます。

私たちが骨子のまま、とまっていますので、まずそれを今回の会津若松を見せていただいた中で、次に進めるような視察研修にさせていただきたいと思っております。この項目の中にぜひ入れていただきたいと思えます。以上です。

◎工村一三委員長

議会基本条例、会津若松のすばらしいのができておまして、インターネットを見ると条例全体はありますのですが、これへ向けての取り組み等、あるいは今現状、基本条例をどういうふうに生かしているかということも追加として入れさせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、では事務局のほうでまたひとつよろしくお願いします。

基本条例についてということで、視察内容として追加させていただきます。

ほか、ございませんでしょうか。

できましたら、17日の午前中に視察を受け入れていただくということでお願いをしてオーケーをいただきましたけど、これ午後までになってきますと帰りが8時、9時、10時になってきますので、その辺も含めた形で、ちょっと事務局のほう苦勞していただきましたけど17日の午前中ということで内諾を得ましたので、よろしく御検討をお願いします。

こういう形で行かせていただくということで、勉強しに行くということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、それではそのように決定をさせていただきます。

また、行程等詳細については一応正副委員長に御一任いただきたいと思います。

質問内容につきましても、ちょっとひとつ考えていただきまして、どういうことが聞きたいかということがありましたら、また私のほうへでも御提出していただけるならば、こんな質問をしたいんやということで提出していただきたいというふうに思います。

日にちもまだありますので、ひとつ勉強のほうを、私も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 【6 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

次に最後ですが、事項書の6、次の会議でございます。

次の会議につきましては、報告会が5月の中ごろにありますので、非常に日程的にタイトでありますので、5月27日水曜日の10時からしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

27日水曜日、ちょっと日にちをおきますけれども、よろしくお願ひします。

はい、上田委員。

○上田修一委員

その日は問題ないんやけど、できたら22日が臨時議会で決まったんで、それを利用してもらうとありがたいんですけど。一日、午後から臨時議会が入るとるんで。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

5月27日水曜日、午前10時からということ。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、それでは、5月27日午前10時からということ決定いたします。

内容につきましては、広報広聴委員会の設置の最終確認、それから第4回の議会報告会も終わりますので、各班から報告をいただきまして、成果や反省点について御協議願いたいと思います。

それから、具体的検討項目について、先ほどの項目の優先順位等を協議し、また時期等も協議したいというふうに思っております。

それで、政策立案については本日に引き続き協議をしたいと思います。

それでは、次回5月27日水曜日10時から会議を開くこととし、御協議いただく内容は、「広報広聴委員会の設置について」「第4回議会報告会について」また、「具体的検討項目について」及び「政策立案について」と決定いたしまして異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

なお、本日出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願いいたします。御苦労さんでございました。

閉会 午前11時59分

傍聴の議員 (なし)

上記署名する。

平成27年 4 月22日

委 員 長

委 員

委 員